**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府泉佐野市高松西一丁目一九三〇番地七、最後の住所大阪府泉佐野市高松西一丁目一九三〇番地の七

被相続人　亡　家治　克実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

大阪市中央区難波三丁目七番一二号ＧＰ・ＧＡＴＥビル七階

相続財産管理人　塩路　広海

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府大阪市北区菅原町九四番地、最後の住所奈良県葛城市新在家一七八番地

被相続人　亡　本岡てる子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

大阪市北区西天満二丁目八番五号西天満大治ビル四階　今井孝直法律事務所

相続財産管理人　今井　孝直

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍大阪府高石市綾園三丁目三〇四番地三〇、最後の住所大阪府阪南市舞三丁目三五番一〇号

被相続人　亡　越野誠一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

大阪市中央区高麗橋三―一―一四高麗橋山本ビル五階

相続財産管理人　弁護士　丹羽　浩介

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県仁多郡奥出雲町亀嵩一五二一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　伊藤ムキヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

事務所島根県松江市片原町一〇〇番地

相続財産管理人　弁護士　高野陽太郎

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍山口県宇部市松山町一丁目一一番地七、最後の住所山口県宇部市松山町二丁目一番二〇号

被相続人　亡　原井　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

山口県宇部市常盤町一丁目六番四六号

相続財産管理人　弁護士　大田　明登

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍島根県益田市神田町ロ四八一番地内二、最後の住所鳥取県米子市目久美町二五番地二ぐゎトピア米子一―A三〇四

被相続人　亡　新井　純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

山口県山口市黄金町五番九号第二法曹ビル三階　相続財産管理人　猪俣　俊雄

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡市博多区大字住吉八一二番地、最後の住所福岡市中央区荒戸二丁目四番二三―二三〇四号

被相続人　亡　庭田　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

福岡市中央区大名二丁目一〇番一号シャンボール大名Ａ棟七一一

相続財産管理人　司法書士　木戸　孝充

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県上天草市大矢野町登立一二〇〇九番地、最後の住所熊本県上天草市大矢野町登立一三一八七番地　被相続人　亡　千原　玉枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月十九日

事務所熊本市西区島崎五丁目九番四号紫垣法律事務所

相続財産管理人　弁護士　紫垣　陸助

**無縁墳墓等改葬公告**

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬する事となりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。尚、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬する事になりますのでご承知下さい。

**宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告**

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 26 年２月 19 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①菅原不動産商事　②宮城県知事(1)5919　③菅原光博　④宮城県仙台市青葉区本町１―10―12　⑤1000万円　⑥宮城県知事　⑦宮城県仙台市青葉区本町１―10―12　菅原不動産商事　菅原光博

①積水化学工業株式会社　②国土交通大臣(13)967　③代表取締役　根岸修史　④大阪府大阪市北区西天満２―４―４　廃止した従たる事務所　東京都港区虎ノ門２―３―17虎ノ門２丁目タワー　⑤500万円　⑥近畿地方整備局長　⑦大阪府大阪市北区西天満２―４―４　積水化学工業株式会社　代表取締役　根岸修史

①有限会社CrownEstate　②大阪府知事(2)50809　③取締役　葉山敬三　④大阪市中央区北浜３丁目１番14号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市中央区北浜３丁目１番14号　有限会社CrownEstate　取締役　葉山敬三

①さくら不動産　②兵庫県知事(2)50363　③代表　依藤吉昭　④兵庫県加東市高岡2245　⑤1000万円　⑥兵庫県知事　⑦兵庫県加東市高岡2245　さくら不動産　代表　依藤吉昭

平成二十六年二月十九日

一　墳墓等所在地　神奈川県横浜市南区蒔田町八五三番地

一　墳墓等の名称　無量寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍及び氏名不詳

一　大川家　石井家　岩澤家　他不詳墓三基

一　改葬を行おうとする者　神奈川県横浜市南区蒔田町一七四番地　宗教法人無量寺　住職　荒井　泰典

**任意清算公告**

当社は、平成二十五年七月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年二月十九日

京都府福知山市字天田無番地

合資会社ひかり食堂

代表社員　山根　保文